

★ 月例会のご案内 ★

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士・松尾剛行先生の最新著作

『実務の落とし穴がわかる！

取適法・フリーランス法のゴールデンルール 30』



「出版記念」月例会

前略 会員の皆様にはご清祥のことと存じ上げます。

さて、2026年1月、従来の下請法は「取適法」として改正施行され、従業員基準の新設、特定運送委託の追加、協議を経ない一方的な価格決定の禁止など、規制対象・禁止行為が大きく見直されました。2024年制定のフリーランス法とあわせ、公正取引委員会による勧告事例も相次いでおり、企業の発注実務には一層の注意が求められています。

このたび刊行された松尾剛行先生の『実務の落とし穴がわかる！ 取適法・フリーランス法のゴールデンルール 30』（学陽書房）は、30の失敗事例をケーススタディ方式で取り上げ、改正のポイントと違反しやすい点を整理した一冊です。製造委託・情報成果物作成委託・特定運送委託といった取引類型ごとの落とし穴から、振込手数料の負担や報復禁止などの改正事項、フリーランス法の3条通知やハラスメント対策、さらに偽装請負や優越的地位の濫用といった周辺領域まで、法務部門のみならず調達・購買部門や外部委託を行う事業部門の方にも、実務ですぐに役立つ内容となっております。

松尾先生は、情報法、国際関係・中国関係を中心に企業法務の幅広い分野でご活躍され、『ChatGPTの法律』をはじめ多数のご著書がございます。このたび、本書の刊行を記念し、取適法・フリーランス法の実務

の落とし穴と対応策を学ぶ月例会を開催いたします。

このたび、記念の月例会を開催するにあたり、弊所会場にご参加をお申し込みされた方 先着 10 名様に先生のご著書を差し上げます。ぜひ奮ってご参加ください。

※10 名は基本的に弊所会員様優先になります。ご了承ください。

記

日 時 2026 年 10 月 27 日（火）午後 2 時～3 時 30 分

内 容 「取適法・フリーランス法のゴールデンルール 30」を読み解くためのキーポイント

— 失敗事例から学ぶ 施行後の実務の落とし穴 —

講 師 桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士 松尾剛行先生

会 場 ハイブリッド方式（国際商事法研究所会議室 または WEB）

◆105-0004 東京都港区新橋 2-11-10 HULIC & New SHINBASHI BUREX FIVE 4 階

※会議室への参加の定員は、10 名です。なお、先着順ですので、定員に達し次第、お申込の受付を終了致します。（キャンセル待ちの受付はいたします。）

※弊所会議室は感染対策（室内空気清浄機導入済）を施しております。

定 員 10 名（弊所会議室）、100 名（WEB）

参加費 会員無料 / 非会員 5,000 円（税込）

申込要領

①企業名 ②部課名 ③ご氏名 ④メールアドレス ⑤参加方法（会議室／WEB）を明記の上、info@ibltokyo.jp までお申込ください。

◆2 名以上の場合には、別途、ご請求書を郵送させていただきますので、ご請求先をご記載ください。

※お申込に係る個人情報は、当月例会の受付事務に利用し、他には利用しません。